

令和3年度第9回情報公開・個人情報保護運営審議会議事録（要点記録）

- 1 日 時 令和4年2月14日（月）
午前10時00分から午後12時00分まで
- 2 場 所 多摩市役所第二庁舎会議室
- 3 出席委員 藤崎会長、北村委員、小谷委員、櫻井委員、帆足委員、松村委員

4 出席職員

【事務局】

（文書法制課）岩田文書法制課長、原田文書公関係長、安達主任、村岡主事

【実施機関】

- 諮問ア（総務部防災安全課） 城所防災安全課長
- 諮問イ（市民経済部経済観光課） 渡邊市民経済課長
- 諮問ウ（くらしと文化部文化・生涯学習推進課） 垣内文化・生涯学習推進担当主査
- 諮問エ（くらしと文化部スポーツ振興課） 小泉スポーツ振興担当主査
- 諮問オ（子ども青少年部子育て支援課） 有賀手当・医療・相談担当主査
- 諮問カ（子ども青少年部子ども家庭支援センター） 角谷子ども家庭支援センター長
飯田担当主査
- 諮問キ（健康福祉部生活福祉課） 松田生活福祉課長
有田生活保護担当主査
- 諮問ク（健康福祉部健康推進課） 門平健康推進担当主査
宿岩主任
- 諮問ケ（教育部図書館） 横倉図書館長
- 諮問コ（健康福祉部健康推進課） 室井教育協働担当課長
印南豊かな学び推進担当主査
八田主事
- 諮問サ（総務部文書法制課） 岩田文書法制課長
- 漏洩報告ア（企画政策部秘書広報課） 小形秘書広報課長

5 傍 聴 人 なし

6 内容及び要点

(1) 開会

(2) 前回議事録の確定

事前に郵送した前回議事録（令和3年度第7回）について、修正箇所がないことを審議会で確認した。よって、前回議事録は確定した。なお、前回指名された署名委員が欠席したため、松村委員が署名した。

(3) 議事録署名委員の指名

北村委員が指名された。

(10) 議題

① 諮問に関する審議

ア 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（総務部防災安全課）

〔防災安全課〕

本諮問は、避難所の混雑状況を緩和するため、市民に対して自宅に留まる「在宅避難」を促す必要があり、「在宅避難」をするために家庭内でケガ等の被害に見舞われないよう、家具転倒防止器具の設置の難しい前期高齢者のみ世帯に対して家具転倒防止器具の設置を補助する事業を実施するため、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託についての諮問である。

個人情報が記録された媒体を受託者と受け渡す際は手渡し又は郵送（追跡できるもの）とする、この契約による業務に関して知り得た個人情報を漏らし又は不当な目的に使用してはならないことを徹底させる、事業終了後は保管している個人情報は受託者が廃棄するものとし、廃棄に当たっては解読・復元が不可能な方法を取るものとするなどの個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 前期高齢者のみ世帯が対象者だが、後期高齢者も対象になるのか？

〔防災安全〕 後期高齢者は以前から対象としており、今回前期高齢者も対象とする。

〔委員〕 器具代は市民負担なのか。その負担のために申請できない人もいないのか。

〔防災安全〕 器具代は市民負担、設置費用は市が補助する。後期高齢者のみ世帯は器具代も負担しているが、予算の都合により前期高齢者は設置費用のみとする。前期高齢者の方から「器具は買えるが設置ができない」という声が多くあったため、この形となった。

〔委員〕 書類は手渡しとあるが、委託事業者による持ち運びの方法はどのように指導しているのか。

〔防災安全〕 申込書以外の書類は持ち運びをしないようにしている。持ち運ぶものはすべてセットを組み、紛失等を防いでいる。

〔会長〕 現在実施しているものも同じ事業者に委託しているのか。

〔防災安全〕 同じ事業者である。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 防災安全課から諮問のあったア「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」について、同意することが決定された。

イ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（市民経済部経済観光課）

〔経済観光課〕

本諮問は、市内産業の活性化を目的として、市内中小企業を対象に市が指定する特定事業に要した費用の一部について、補助金を交付する際に受付を委託する、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託についての諮問である。

契約締結時に個人情報取扱特記事項を添付し、個人情報を適切に保護・管理するよう指導する、個人情報保護管理責任者を設置し個人情報は施錠付きロッカーにて管理させる、申請書を持って相談先へ向かう際はファスナー付きのバッグに入れるなどの個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 成果を上げないと補助金がでないものなのか。

〔経済観光〕 実績報告ののち一定以上の成果が出ていれば給付する。

〔委員〕 申請などは全て紙で行うものなのか。電子化しないのは個人情報の漏えいを防ぐためか。

〔経済観光〕 委託先の体制として、情報セキュリティを確保したうえで電子化することが現時点では難しいためである。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 経済観光課から諮問のあったイ「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」について、同意することが決定された。

ウ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託

（くらしと文化部文化・生涯学習推進課）

〔文化・生涯学習推進課〕

本諮問は、展示を通し、多摩市市制施行以前のくらしの様子から現在に至る地域の変遷を知ってもらうことで、市民のふるさと意識やシビックプライドを醸成することの他、市外からの来場者に多摩市の特徴を知ってもらうことで、シティーセールスに貢献することを目的として、記念展示や講演会を行う際に講師・出演者・設営等の委託業者等への支払いを委託する、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託についての諮問である。

簿冊を保管する書庫は職員退室時に施錠する、基本データは端末ではなくサーバ上に保管しサーバは施錠ラック内・施錠された専用室内で管理する、PC 端末にはパスワードをかけ外部者による操作を防ぐ、PC 端末のある事務室等は全館終了時に施錠し館内は機械警備により保安する、委託事業者独自に個人情報保護規程やコンプライアンス・プログラムを制定する等の個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

[会 長] 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 文化・生涯学習推進課から諮問のあったウ「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」について、同意することが決定された。

エ 指定管理者が取り扱う個人情報について（くらしと文化部スポーツ振興課）

[スポーツ振興課]

本諮問は、大谷戸公園キャンプ練習場にて、指定管理者が個人情報を取り扱う業務を変更することによる、指定管理者が取り扱う個人情報についての諮問である。

メールの送信時は「返信ボタン」から返信することでアドレスの誤入力を防ぐ、申請者と指定管理者が発行する承認書の氏名に相違がないかを 2 名で確認する、送信及び受信したメールの電子データは利用月の翌月末に削除するなどの個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

[委 員] 申請書を保管する際、メールで受理したものを印刷して保管し、メールは削除するとあるが、なぜ電子情報のまま保管しないのか。

[スポーツ振興] 窓口で直接申請を受けるものとメールにて申請を受けるものがあり、保管先を統一するため。また、電子上に流出することを防ぐため。

[委 員] 市として電子上に個人情報を保管することを避けるような方針があるのか。

[スポーツ振興] 市としてそのような方針を持っているわけではなく、電子化には取り組む必要はあるが、この件に関しては事務ミスを防ぐため紙にて管理する。

[会 長] 申込数はどれくらいあるものなのか。

[スポーツ振興] コロナの影響も考えられるが、現状は週末に数件の申込があるのみである。ただし、コロナ以前も平日はほとんど利用がない。

[会 長] 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ スポーツ振興課から諮問のあったエ「指定管理者が取り扱う個人情報について」について、同意することが決定された。

オ 個人情報の目的外利用（子ども青少年部子育て支援課）

〔教育指導課〕

本諮問は、新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として給付金を支給するため、子育て支援課の児童手当・児童扶養手当・児童育成手当受給者の個人情報の提供を受け、離婚（離婚協議中を含む）が原因で、国の給付金の対象となる児童を養育しているものの、受給できなかった方を特定し、支給につなげる、個人情報の目的外利用禁止の適用除外についての諮問である。

個人情報は子育て支援課内でのみ、特定の職員が取扱い、外部へ持ち出さず、受給者リストは施錠のできるキャビネットに厳重に保管する等の個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 多摩市での対象者はどれくらいいるのか。

〔子育て支援〕 ひとり親対象の手当てを申し込む方はひと月当たり 14 人ほど、今回の対象期間が 6 か月あるため 80 人程度が対象となる。ただしその中には元配偶者から給付金を受け取っている方や、同居している期間に給付金を使った方もいらっしゃるの、実際の対象者はさらに少なくなる。

〔委員〕 給付方法が公務員とそれ以外で違うのはなぜか。

〔子育て支援〕 公務員については児童手当の受給情報を居住している市では把握していない場合があるため、方法が異なる。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 子育て支援課から諮問のあったオ「個人情報の目的外利用」について、同意することが決定された。

カ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（子ども青少年部子ども家庭支援センター）

〔子ども家庭支援センター〕

本諮問は、1 歳から小学校 3 年生程度の子を持つ保護者の負担軽減を目的として、パルテノン多摩 4 階こどもひろば OLIVE での一時保育事業やこどもひろば事業・利用者支援事業・イベント等事業を委託する、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託についての諮問である。

個人情報に関する書類及びパソコンは書庫等に収納し施錠を徹底する、事務室は業務終了後に施錠する、市職員が適宜調査・指導等を行う等の個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

- [委 員] 一時保育事業は多摩市民以外も利用すると思うが、取得する個人情報の項目は同じか。
- [子ども家庭支援センター] 保育を行う上で必要な情報なので、市民以外も同様に取得する。
- [委 員] 個人情報保護措置の内容にある、「個人情報に関する書類」は紙によるものに限るか。また、電子データの破棄はどのように行うのか。
- [子ども家庭支援センター] 書類についてはおっしゃるとおりである。電子データについては、パソコン内に保存し、パソコン本体を厳重に管理する。破棄する際はHDの破壊などを行う。
- [委 員] 電子データの破棄はパソコンを廃棄するまで行わないのか。
- [子ども家庭支援センター] パソコンの廃棄前に保存年限が来た場合はデータを削除する。
- [会 長] 委託先としてこのNPO法人を選定した理由はなにか。規模はどの程度か。
- [子ども家庭支援センター] 公募により選定した。市内のNPOで規模は大きくないが、市内のほかの施設で一時保育事業を受託している事業者であり、今まで個人情報の取り扱いで問題が生じたことはない。
- [会 長] 同時に預かる人数は最大どれくらいになるのか。
- [子ども家庭支援センター] 同時に預かるのは9人が限度である。
- [会 長] 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 子ども家庭支援センターから諮問された「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」について、同意することが決定された。

キ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部生活福祉課）

〔生活福祉課〕

本諮問は、様々な理由により自らの財産管理を行うことが困難な生活保護受給者の安定生活の維持、自立の促進を図ることを目的として、生活保護費を含む生活費の管理や支払関係等の諸手続きをサポートする、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託についての諮問である。

「多摩市個人情報保護条例」、「多摩市長が管理する個人情報の保護に関する規則」のほか契約締結時に「個人情報取扱特記事項」を添付し、密の保持や適正な管理等を義務付ける、個人情報が記載された文書・ファイル等の保管にあたっては施錠が可能なキャビネット等に施錠保管させる、多摩市より授受した書類を多摩市の承諾なく複写又は複製させない、管理は事業実施者の保有するノートパソコン等の端末で実施するとともにデータの保管領域（データベース）については多摩市と他の自治体を分けて保管する、事業実施者は多摩市から支援事業の実施に必要な帳簿等の提示又は写しの提出を求められたときや執行状況等確認のため事務所等の立ち入り調査の申し出があったときは、速やかに対応するなど、業務実施にあたり必要な個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

- 〔委 員〕 対象者は何人くらいと想定しているのか。
- 〔生活福祉〕 高齢化の影響もあり、対象となる方は多数いらっしゃる。ただしこの事業の中では25人と想定している。
- 〔委 員〕 公務員が市民の財産を扱うのは問題と説明があったが、民間事業者が扱うのはさらに問題ではないのか。公務員がその業務を実施すると権力性があるため回避する必要があるということか。
- 〔生活福祉〕 26市の中では11市、既に民間事業者への委託をしており、多摩市も実績のある事業者へ委託することで個人情報を守っていく。公務員は全体の奉仕者であるため、金銭管理を自身で行うことが困難な方であっても金銭の使用を制限することはできない。
- 〔委 員〕 委託先は相談業務などの専門性が高い非営利団体になるのか。
- 〔生活福祉〕 非営利とまでは言えないが、高い専門性を有している。
- 〔委 員〕 予算と補助率について記載があるが、補助率1/2とは国からの補助か。また、補助金は予算額に含まれているのか。
- 〔生活福祉〕 東京都からの補助である。補助金も予算額に含まれている。
- 〔委 員〕 身寄りのない高齢受給者が施設に入れないとあるが、金銭管理をする人がいないことが理由であれば社協の金銭管理事業につなげばよいのではないか。なぜ社協や青年後見人につなげない人がいるのか。また、施設への入居が必要になる前にそういった申請をすればよかったのではないか。
- 〔委 員〕 成年後見制度や保佐人・補助人などをつければ、委託事業者に頼らずとも解決できる人もいるのではないか。
- 〔生活福祉〕 将来的な施設入所を見据えてそういった措置をとることがほとんどだが、容体が急変した場合などは今回のような支援が必要になる。
- 〔委 員〕 容体が急変した場合でも、公的な支援を受けられるよう手続きを進め、施設側に待ってもらいなど対応できないのか。生活保護を受けているのだから、市の方で利用料など補償することができないのか。
- 〔生活福祉〕 待っていただける場合はお願いするが、難しい場合もある。今までの対応が難しい場合のみの方が対象である。
- 〔委 員〕 公的な支援につなぐまでの短い期間利用するということか。
- 〔生活福祉〕 そういった場合と、ギャンブルなどの依存があり公的な支援が利用できない場合の利用がある。
- 〔会 長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 生活福祉課から諮問のあったキ「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」について、同意することが決定された。

ク 個人情報の目的外利用（健康福祉部健康推進課）

〔健康推進課〕

生活保護受給者の生活習慣病の早期予防・改善に加え、40歳から受診できる特定健康診査の前に自己の健康管理に対する意識向上を図ることを目的として、生活

福祉課より、30歳から39歳までの生活保護受給者の氏名・住所・生年月日の個人情報提供を受ける、個人情報の目的外利用禁止の適用除外についての諮問である。

抽出した名簿は光ディスク（CD-R）により授受し鍵付きのキャビネットで保管する、光ディスクの廃棄時には物理破壊する、不着で返送された受診券は適宜シュレッダーにより廃棄するなど、業務実施にあたり必要な個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 従来担当ケースワーカーが個別の働きかけを行っていたようだが、その勧奨はやめるのか。

〔健康推進〕 担当ケースワーカーによる勧奨は並行して行う。

〔会長〕 券の発送は外部に委託していないのか。

〔健康推進〕 現状職員が行っている。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ **健康推進課から諮問のあったク「個人情報の目的外利用」について、同意することが決定された。**

ケ 個人情報の処理に係る情報システムの変更（教育部図書館）

〔図書館〕

本諮問は、利用者の利便性向上や電子書籍の利用を促すため、利用者パスワードの発行を窓口のみから、利用者自身で図書館ホームページ及び利用者用端末の専用画面から行うことができるよう、システムの変更を行う、個人情報の処理に係る情報システムの変更についての諮問である。

利用者 ID・生年月日・利用登録時に記載した電話番号の三点を入力することでパスワードを発行するが、各項目を第三者が全て知ることは難しく、リスクに対して利便性の向上が大きい。

※ 以下、質疑等

〔会長〕 市が利用者から取得する個人情報の項目には変更ないか。

〔図書館〕 取得する項目については変更しない。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ **図書館から諮問のあったケ「個人情報の処理に係る情報システムの変更」について**

て、同意することが決定された。

コ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（教育部教育指導課）

〔教育指導課〕

多摩市立小・中学校にて ICT 機器を活用した教育活動を推進し、児童・生徒へ分かりやすい授業を提供することで「確かな学力」の育成を目指すと共に、学習の基盤となる情報活用能力や基礎的・基本的な知識・技能の育成を目的として、専門的知識を持つ ICT 支援員を各小・中学校へ配置する業務を委託する、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託についての諮問である。

契約締結時に個人情報取扱特記事項を添付し秘密保持や適正な管理・複製の禁止等を義務づける、個人情報保護管理者を設置させる、個人情報を取り扱う作業者を限りその者を一覧として提出させる、個人情報を取り扱う作業場所を限り事前に報告させるなど、業務実施にあたり必要な個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 大型電子装置は全クラスに配置しているのか。

〔教育指導〕 全クラスにプロジェクターを配備している。また、GIGA スクール構想導入以前から、各学校に液晶型の電子黒板の配置を進めていた。

〔委員〕 具体的な委託内容を説明いただきたい。

〔教育指導〕 一年間の委託契約、何か教えていただく、研修をしてもらうなど、月 2 回各 7 時間派遣いただく契約。派遣会社に限らず、一定の人材を派遣できる会社に委託する。人材はマイクロソフトオフィスのスペシャリストなど。

〔委員〕 授業中の教員補助とはどのようなことを行うのか。生徒の指導を行うのか。

〔教育指導〕 授業中、生徒にタブレットの操作方法などを指導することがある。

〔委員〕 タブレットなどは授業でどのように活用しているのか。

〔教育指導〕 GIGA スクール以前も活用していた。生徒の回答を集約して画面に映して共有する、今までも紙に書いて発表など行っていたものをタブレットで代替する、アンケートをアプリで回答し集計するなど行っている。支援員以外でも ICT 担当の教員を設定し、情報共有を行っている。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 教育指導課から諮問のあったコ「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」について、同意することが決定された。

サ 多摩市個人情報保護条例等の改正等について（総務部文書法制課）

〔文書法制〕

本諮問は、個人情報保護法の改正に伴い、多摩市個人情報保護条例等の改正を行うにあたり、意見を聴取するものである。今回は変更箇所について確認をした。

② その他

ア 個人情報漏洩事故最終報告

秘書広報課から、個人情報漏洩等事故1件について最終報告があった。

(10) 閉会

多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会の運営に関する申合せ事項により、ここに署名する。

多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会 会長

藤崎たけお

委員

北村正治